省令

○法務省令第四十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十七条の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十三日

法務大臣　古川　禎久

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定及び二重傍線を付した見出しを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　［略］	第一編　［同上］
第二編　株式会社	第二編　株式会社
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　計算等	第五章　計算等
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　事業報告	第二節　事業報告
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条・第百三十三条の二）	第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条）
［第六章～第八章　略］	［第六章～第八章　同上］
［第三編～第七編　略］	［第三編～第七編　同上］
附則	附則
（事業報告等の提供）	［見出しを加える。］
第百三十三条　［略］	**第百三十三条**　［同上］
（事業報告等の提供の特則）	［条を加える。］
第百三十三条の二　前条第三項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供事業報告（同条第一項に規定する提供事業報告をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知（法第二百九十九条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。）を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、同条第三項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。	

一　第百二十条第一項第五号及び第七号、第百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第百二十一条の二、第百二十五条第二号から第四号まで並びに第百二十六条第七号の二から第七号の四までに掲げる事項

二　事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2　前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

3　第一項の規定により提供事業報告に表示すべき事項が株主に対して前条第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、監査等委員会